

青森県報

第七百六十五号

令和六年
五月二十四日
(金曜日)

目次

規則

○青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……(市町村課) ……一

告示

○鳥獣捕獲等事業の変更の認定……(自然保護課) ……二

○地方卸売市場に係る変更の認定……(食ブランド・流通推進課) ……二

公告

○県有地の売却に係る一般競争入札……(監理課) ……二

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨……(事務局) ……三

○右 同……(同) ……八

公安委員会

○青森県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則(監察課) ……三

規則

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十号

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則(平成十四年八月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(本人確認情報等の開示請求書)」に改め、同条中「第三十条の三十二第一項」の下に「(法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。)」を加え、「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報(附票本人確認情報)開示請求書」に改める。

第六条第一号イ中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。
第七条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の三十二第二項」の下に「(法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。)」を、「本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報」を加える。
第八条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の三十五」の下に「(法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。)」を加え、「の全部」を「又は附票本人確認情報の全部」に、「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報(附票本人確認情報)訂正等申出書」に改める。

第一号様式中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報(附票本人確認情報)開示請求書」に改め、「住民基本台帳法」の次に「(法第30条の44の13において読み替えて準用する同法)」を加え、「本人確認情報の」や「本人確認情報(附票本人確認情報)」の「に改め、同様式の注の2中「運転免許証等」を「個人番号カード等」に改める。

第二号様式中「本人確認情報訂正等申出書」や「本人確認情報(附票本人確認情報)訂正等申出書」に改め、「住民基本台帳法」の次に「(法第30条の44の13において準用する同法)」を加え、同様式の注の2中「運転免許証等」や「個人番号カード等」に改める。

附則

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。

告示

青森県告示第三百二十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の七第一項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和六年五月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 変更認定年月日

令和六年五月十六日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人新自由狩猟クラブ

八戸市小中野八丁目一二の二一

2 代表者の氏名

金田 和広

青森県告示第三百三十号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第六条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場に係る変更の認定をしたので、同法第十四条において読み替えて準用する同法第六条第三項において準用する同法第十三条第六項の規定により公示する。

令和六年五月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

開設者	名称	住所	名称	位置	取扱品目	変更 認定年月日
弘果弘前 中央青果 株式会社	弘前市大字 末広一丁目 二の一	弘前総合 地方卸売 市場	弘前市大字 末広一丁目 二の一	生鮮食品等 (青果、花き)	令和六・五・四	

公告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和六年五月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市大字四ツ石字下川原五五	原野	三一〇・一七平方メートル

二 予定価格

三百六十九万二千二十三円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部監理課 電話 〇一七(七三四)九六三八

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁 北棟二階二一六会議室

2 日時

令和六年六月二十日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 土地の行政的条件

都市計画区域外 農用地区域外

3 入札案内書

この公告に記載された事項に係る詳細は、入札案内書によるものとし、五に掲げる場所において配布するほか、青森県県土整備部監理課ホームページにおいて公開する。

この公告に記載された事項に係る詳細は、入札案内書によるものとし、五に掲げる場所において配布するほか、青森県県土整備部監理課ホームページにおいて公開する。

この公告に記載された事項に係る詳細は、入札案内書によるものとし、五に掲げる場所において配布するほか、青森県県土整備部監理課ホームページにおいて公開する。

この公告に記載された事項に係る詳細は、入札案内書によるものとし、五に掲げる場所において配布するほか、青森県県土整備部監理課ホームページにおいて公開する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の要旨を、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年五月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政治団体の収支報告書の要旨

1 期 間 令和4年分(第2回日)

2 収支報告書の要旨

(1) 政党の支部
テ 統計表

政治団体の名称	自由民主党岩崎支部	自由民主党車力支部	自由民主党相馬支部	自由民主党福地支部					
国会議員関係政治団体の区分									
公職の候補者に係る公職の種類									
国会議員関係団体に關する特例の適用期間									
報告年月日	令和5年11月22日	令和5年11月2日	令和5年12月8日	令和5年11月17日					
収入総額	1,043,885	325,286	728,104	1,237,478					
前年繰越額	479,682	131,083	615,498	1,005,270					
本年収入総額	564,203	194,203	112,606	232,208					
支出総額	123,896	309,904	87,310	310,480					
党会費員額	64,200	64,200	12,600	82,200					
本費員数(人)	62	58	13	92					
年寄(うち寄附のあつせん)	400,000	30,000							
個人(うち特定寄附)		30,000							
法人その他団体									
政治団体	400,000								
小計	400,000	30,000							
内附の事業									
内附の事業収入									
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	100,000	100,000	100,000	150,000					
その他収入	3	3	6	8					
総収入				30,000					
支出									
光熱水品費									
常備品・消耗品費		65,300	7,310						
事務費		65,300	7,310	30,000					
総計		65,300	7,310	30,000					
うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出									
組織活動費	123,896	244,604	80,000	248,680					
政治関係費									
機関紙誌の発行その他の事業費									
機関紙誌の発行事業費									
宣伝事業費									
政治資金ハブ・ライオン開催事業費									
その他事業費									
調査研究費				31,800					
調査研究交付金									
その他経費									
総計	123,896	244,604	80,000	280,480					
うち本部又は支部に係る支出				31,800					

(単位：円)

(7) 寄附の内訳

寄附を受けた団体の名称	寄附者の区分	寄附者の氏名等	金額（円）	住所
自由民主党岩崎支部	政治団体	工藤兼光後援会	400,000	磐ノ沢町

(4) 本館又は支部から供与された交付金に係る収入

政治団体の名称	交付先	付金額（円）	先金額（円）
自由民主党岩崎支部	自由民主党青森県第三選挙区支部		100,000
自由民主党車力支部	自由民主党青森県第三選挙区支部		100,000
自由民主党相馬支部	自由民主党青森県第三選挙区支部		100,000
自由民主党福地支部	自由民主党青森県第二選挙区支部		150,000

(2) 資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く）
ア 総括表

(単位：円)

政治団体の名称	西館秀雄同志会									
国会議員関係政治団体の区分										
公職の候補者に係る公職の種類										
国会議員関係団体に関する特例の適用期間										
資金管理団体の届出をした者の氏名	西館 秀雄									
資金管理団体の届出に係る公職の種類	町議会議員									
資金管理団体の指定の期間										
報告年月日	令和5年11月1日									
収入総額										
前年収入総額										
本年収入総額										
支出総額										
党費員数（人）										
年会費員数（人）										
（うち寄附のあつせん）										
個人										
（うち特定寄附）										
法人その他団体										
政治小計										
党費員名寄附金										
事業収入										
借入金										
本部又は支部から供与された収入										
本部交付金に係る収入										
その他収入										
総収入										
支出総額										
光熱費										
備品・消耗品費										
事務所費										
経費小計										
うち本部又は支部に係る支出										
うち供与した交付金に係る支出										
組織活動費										
選挙関係費										
機関紙誌の発行その他の事業費										
機関紙誌の発行事業費										
宣伝事業費										
政治資金ハーフタイム開催事業費										
その他の事業費										
調査研究費										
備品・消耗品費										
印刷費										
雑費										
その他経費										
経費小計										
うち本部又は支部に係る支出										
うち供与した交付金に係る支出										

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支報告書の要旨を、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年五月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政治団体の収支報告書の要旨

- 1 期 間 令和3年分～令和5年分
- 2 収支報告書の要旨

(2) その他の政治団体 (解散分)
ア 統括表

令和4年

令和5年

(単位：円)

政治団体の名称	令和4年	令和5年	令和5年	令和5年	令和5年	令和5年	令和5年	令和5年	令和5年	
	黒石チ子後援会	田中彌後援会	天下修後援会	鎌田ちよ子後援会	神山昌則後援会	黒石チ子後援会	蔵揚清人後援会	市民力十民間力の会	鈴木重正後援会	鶴ヶ谷慶市後援会
国会議員関係政治団体の区分										
公職の候補者に係る公職の種類										
国会議員関係団体に関する特例の適用期間										
報告年月日	令和5年10月26日 (R5.10.26解散)	令和5年11月22日 (R5.12.28解散)	令和5年12月1日 (R5.11.30解散)	令和5年10月31日 (R5.10.31解散)	令和5年10月26日 (R5.10.20解散)	令和5年10月26日 (R5.10.26解散)	令和5年12月28日 (R5.12.1解散)	令和5年11月22日 (R5.11.20解散)	令和5年12月27日 (R5.11.30解散)	令和5年12月27日 (R5.12.22解散)
収入総額	8,000	1,400,366				8,000		308,000		
前年収入総額	8,000	1,400,366				8,000		308,000		
本年収入総額								308,000		
支出総額		820,083								
党会費員数(人)										
本年収入の内訳										
個人(うち特定寄附)								308,000		
法人その他団体										
政治団体								308,000		
小計								308,000		
附随収入										
事業収入										
借入金										
本部又は支部から供与された収入										
本部又は支部から供与された収入										
その他収入										
経費の内訳										
光熱水費								2,250		
常備品・消耗品費		301,451						7,909		
事務費								16,500		
経費小計		301,451						179,804		
うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出								206,463		
経費小計								34,437		
機関紙誌の発行その他の事業費		518,632						67,100		
機関紙誌の発行事業費										
宣伝事業費								67,100		
政治資金パーティー開催事業費										
その他の事業費										
調査研究費										
調査費										
寄附金の総額								101,537		
うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出								518,632		

政治団体の名称	富士恵美子後援会									
国会議員関係政治団体の区分										
公職の候補者に係る公職の種類										
国会議員関係団体に關する特例の適用期間										
報告年月日	令和5年11月7日 (R5.11.6解散)									
収入総額	254,593									
前年収入総額	254,591									
本年収入総額	2									
支出総額	28,050									
党費員数(人)										
本年寄附のあつせん)人										
個人(うち特定寄附)										
法人その他団体										
政治団体										
小計										
附										
事業										
内借入金										
本部又は支部から供与された										
款交付金に係る収入										
その他収入	2									
支出										
経人件費										
光熱費										
常備品・消耗品費										
事務所費										
経費										
うち本部又は支部に対して										
供与した交付金に係る支出										
組織活動助費	28,050									
政治選挙関係費										
機関紙誌の発行その他の事業費										
機関紙誌の発行事業費										
宣伝事業費										
政治資金ハローワー開催事業費										
その他の事業費										
調査研究費										
調査・交付金										
助費										
その他経費										
計	28,050									
うち本部又は支部に對して										
供与した交付金に係る支出										

令和5年

(ア) 常附の内訳

常附を受けた団体の名称	常附者の区分	常附者の氏名等	金額 (円)	住 所
市民力+民間力の会	個人	川村 鉄彦	110,000	青森市

公 安 委 員 会

青森県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第九号

青森県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会審査請求手続規則（平成二十八年三月青森県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外等)</p> <p>第二十八条 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号） 第二百五条第三項において読み替えて 準用する同条第一項及び青森県情報 公開条例（平成十一年十二月青森県 条例第五十五号）第十七条第一項に 規定する審査請求については、第三 条の規定のうち審理官の通知は、適 用しない。</p>	<p>(適用除外等)</p> <p>第二十八条 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号） 第二百五条第三項において読み替えて 準用する同条第一項及び青森県情報 公開条例（平成十一年十二月青森県 条例第五十五号）第十七条第一項に 規定する審査請求については、第三 条、第十条第二項、第十一条から第 二十五条まで及び第二十七条の規定 は、適用しない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭